平成28年

第4回市議会定例会 議案第13号

函館市農業委員会の委員の定数等に関する条例の制定について 函館市農業委員会の委員の定数等に関する条例を次のように定める。 平成28年12月2日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市農業委員会の委員の定数等に関する条例 (趣旨)

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号。以下「法」という。)第8条第2項および第18条第2項の規定に基づき、函館市農業委員会の委員(以下「農業委員」という。)および農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」という。)の定数を定めるとともに、函館市農業委員候補者選考委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(農業委員の定数)

第2条 法第8条第2項に規定する条例で定める農業委員の定数は,9 人とする。

(推進委員の定数)

第3条 法第18条第2項に規定する条例で定める推進委員の定数は、 8人とする。

(農業委員候補者選考委員会の設置)

第4条 市長の諮問に応じ、農業委員の候補者の選考について審議する ため、函館市農業委員候補者選考委員会(以下「選考委員会」という。) を置く。

(組織)

第5条 選考委員会は、委員(選考委員会の委員をいう。以下同じ。) 5人以内をもって組織する。

(委員等)

- 第6条 委員は、学識経験のある者、公募による者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 2 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解嘱されるものとする。
- 3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退い た後も同様とする。

(委員長および副委員長)

- 第7条 選考委員会に、委員長および副委員長各1人を置く。
- 2 委員長および副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、選考委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委 員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第8条 選考委員会の会議は、委員長が招集する。
- 2 委員長は、選考委員会の会議の議長となる。
- 3 選考委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 選考委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 選考委員会の会議は、非公開とする。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員長は、必要があると認めるときは、選考委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。 (庶務)

第10条 選考委員会の庶務は、農林水産部において処理する。

(補則)

第11条 この条例に定めるもののほか,選考委員会の運営に関し必要な 事項は,委員長が選考委員会に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条および第3条 の規定ならびに次項の規定(別表第2の改正規定(産業支援センタ

 一入居資格審査委員会の委員
 日額
 5,000 円

 支
 農業委員候補者

一入居資格審査委員会の委員日額5,000 円選考委員会の委員日額5,000 円

に改める部分を除く。)

に限る。) および附則第3項の規定は、平成29年7月22日から施行する。

(特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員の給与等に関する条例(昭和40年函館市条例第22 号)の一部を次のように改正する。

第2条の2第1項第2号中「職員」の後ろに「および農地利用最適 化推進委員」を加える。

別表第2中

	農	業	委	員	会	会	長	月額	58,000円	を
						委	員	月額	40,000 円	

農業委員会月額58,000 円委員月額40,000 円農地利用最適化推進委員月額40,000 円

産業支援センター入居資格審査委員会の委員 日額 5,000円 を

産業支援センター入居資格審査委員会の委員 日額 5,000 円 農業委員候補者選考委員会の委員 日額 5,000 円 に 改める。

(函館市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

3 函館市職員等の旅費に関する条例 (平成2年函館市条例第22号) の一部を次のように改正する。

別表第1の2等級の項中「および農業委員会の委員」を「,農業委員会の委員および農地利用最適化推進委員」に改める。

(提案理由)

農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い農業委員会の委員および 農地利用最適化推進委員の定数を定めるとともに、農業委員候補者選考 委員会に関し必要な事項を定めるため